

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から2年8か月余りが経過し、被災自治体の懸命の復旧・復興に向けた努力や全国の自治体からの人的・物的支援と連携により、被災自治体の復旧・復興に向けた取組みは着実に進んできたところである。

しかし、未だ30万人近い人々が、先行きの見えない厳しい避難生活や仮設住宅等での不安定な生活を送っており、このような人々に対し、今後の見通しを示すとともに、早期の生活再建に向けた具体的かつ継続的な支援を講じていく必要がある。

さらに、ライフライン・公共施設等の復旧や耐震化の推進、住民の集団移転への対応、農林水産業や被災企業への再生支援など未だ多くの課題が山積しており、加えて、復旧から復興へと段階が進むなかで、新たな課題が次々と生じ、被災自治体はそれらへの対応を迫られている。

国においては、これまでも数次に亘る復興交付金の交付や関連法の制定など様々な支援策を講じてきているが、被災した自治体において、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けた取組みを加速していくためにも、予算や制度の拡充・強化を始めとして、復興に係る各種作成資料や国等との協議の簡素化、土地利用に係る許可等の緩和措置、制度の柔軟な運用等の更なる取組み等が必要である。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興の実現に向けて、住民、被災自治体及び人的・物的支援や避難者支援を行う自治体に対し、下記事項について迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

(1) 消費税増税にあたり、復興特別法人税の前倒し廃止が検討されることとなっているが、廃止された場合の代替財源をはじめ、復興財源の十分な確保を図ること。

また、資産の譲渡等に適用される消費税率に関する経過措置の要件緩和や増税分の給付措置等を講じること。

(2) 東日本大震災復興交付金については、5年間の事業期間とされているが、平成27年度までに事業計画を提出し採択された事業については、平成28年度以降も対象とするなど、被災地域の現状に照らし、事業期間を延伸するとともに

必要な財源を確実に確保すること。

また、工期が3年以上見込まれる全体設計工事の発注にあたり、工期設定などに支障が出ていることから、全体設計の工期を平成28年度以降に設定することが可能となる運用等の対応を早急に図ること。

さらに、交付金事業計画について、地域ごとの実情を十分に配慮の上、早期に幅広く採択するとともに、被災自治体が提案する復興に必要な事業を基幹事業に追加する等、被災自治体の意見を踏まえた一層の柔軟な運用を行うこと。

- (3) 災害復旧事業及び震災復興事業に係る震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じること。
- (4) 普通交付税の減額や税制改革に伴う財政への影響は、被災自治体にとって非常に大きいものであるため、被災地の特殊事情を考慮した財政支援措置を講じること。
- (5) 道路の防災・震災対策等の事業推進のため創設された国庫補助事業である「社会資本整備総合交付金（復興枠）」については、平成26年度以降も継続するとともに、柔軟な対応や予算規模の拡充を図ること。
- (6) 被災地が公共施設等の再建等を確実に進めるよう、緊急防災・減災事業債を継続し、最優先に被災地に配分すること。
- (7) 震災被害による移転跡地について、居住系から非居住系に土地利用の転換を図らざるを得ない状況にあり、早期復興を実現するため、移転跡地整備に関する新たな支援制度を構築すること。
- (8) 防災集団移転促進事業における用地取得の要件については、市町村が設定した住民の居住に相当でないと認められる移転促進区域のすべての土地を取得できるよう、復興交付金事業の要件拡充及び財源措置を図ること。
また、復興交付金事業において限定的である土地購入後の活用について要件の拡充を図り、それに伴う財源措置を講じること。
- (9) 内陸部において、津波被害地域の堤防建設事業等に使用される土砂を運搬する大型車両の通行量が増加しており、その通行により破損した市道等の路面復旧費や土砂採取周辺住民対策費についての財政支援を実施すること。
また、震災復旧工事に伴う土砂採取情報として、採取場所・期間、大型車両の運行経路等を関係自治体に事前に情報提供すること。
- (10) 震災による行方不明者について、復旧が進まず浸水したままの地区においては、今後も捜索活動を継続すること。

併せて、身元不明者についても、引続きDNA鑑定や似顔絵を公表することで、早期判明に努めること。

(11) 増大する復興事業への対応を図るため、全国の地方自治体からの被災市町村への職員派遣について必要な措置を講じること。

また、職員派遣に係る調整事務や自治体元職員の採用事務等について負担が大きいことから、これらを国又は県が行う枠組みを創設すること。

(12) 東日本大震災からの復興に向けて、都市自治体が被災地への様々な支援に取り組むことができるよう、環境整備に積極的に務めること。

(13) 農業相続人に課せられる農地等の相続税について、復興事業を早期に進めるため、一定の条件下で猶予される相続税の免除要件を緩和する措置を講じること。

(14) 東日本大震災特別家賃低減化事業については、建物管理開始から10年間とされているが、低所得者の生活の維持のため、さらなる支援延長を講じること。

また、6年目以降家賃補助が減少することから、それについても同様の支援を講じること。

(15) 中小企業基盤整備機構が整備し、被災自治体に譲渡された仮設建築物について、借地に整備した仮設建築物の撤去費用が大きな財政負担となることが見込まれることから、仮設建築物の撤去費用に対する助成制度を創設すること。

(16) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。

(17) 被災地における復興を推進するため、復興に係る計画策定や交付金申請等における資料作成や国等との協議の簡素化、土地利用に係る許可や要件の緩和措置を講じること。

2. 被災者の生活再建支援等について

(1) 被災地域の日も早い復旧・復興が地域間の格差なく実現されるよう、地震により住家被害が甚大な場合の住宅再建支援について、財政支援の充実を図ること。

(2) 被災者生活再建支援制度について、津波により住家全体が流失した世帯など、住家被害が甚大な場合は特段の支援が必要であることから、世帯要件の緩和や付帯施設等への適用対象の拡大等制度の拡充を図ること。

(3) 被災により経済的に就学が困難な状況にある児童・生徒に対する就学援助制

度の財源となる被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金に係る基金については、平成 27 年度以降も継続すること。

(4) 災害援護資金貸付制度について、津波により住家全体が流出した場合等被害が甚大な世帯に対する貸付限度額の引上げ等制度の拡充を図ること。

(5) 災害援護資金貸付制度は、所在不明者や生活困窮者が多数存在するため、多額の未収金が発生することが想定されることから、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除又は放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を制定すること。

また、自治体個々の取組みには限界があるため、国において債権専門回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

(6) 被災した医療機関の一日も早い再建や常勤医師の地域的偏在の是正に向けた取組みを強化し、地域住民が安心して暮らせるよう医療環境の充実を図ること。

(7) 被災地においては、介護職員の求職者数が低調となっており、介護サービスに要する職員の確保は極めて困難な状況となっていることから、被災地に配慮した介護職員確保対策や財政支援措置を講じること。

(8) 被災者の生活再建を支援する国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の一部負担金等免除措置について、被災自治体の保険財政が逼迫することなく実施できるよう、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の自治体負担分についても、遡及して全額補填を実施すること。

併せて、被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。

(9) 災害危険区域における移転促進区域内の土地等の譲渡に伴う譲渡所得があった第 1 号被保険者について、介護保険料を租税特別措置法に基づく特別控除額を合計所得金額から差し引いた額で算定した額に減免した場合、その減免額について財政支援措置を講じること。

また、その際の財政支援措置は、土地等の譲渡が進行している現状をかんがみ、平成 25 年度保険料分から実施すること。

(10) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対して、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編制が可能となるよう復興加配教員等の継続した配置を図ること。

また、震災による PTSD を要する児童・生徒への対応など、多様化・複雑化する児童生徒への対応を充実させるため、教諭はもとより養護教諭や栄養教

諭も含めた加配の充実を図るとともに、緊急スクールカウンセラー等派遣事業を継続実施すること。

- (11) 被災者の孤立防止のための見守りやコミュニティづくり、心のケアを含む健康支援など、生活再建に向けた各種支援施策を、被災自治体や被災者を支援する団体等が継続的、安定的に実施できるよう、「地域支え合い体制づくり事業」をはじめ、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。
- (12) 震災に伴う子どもの心のケア事業実施について、安定的な実施体制を確保するため、安心こども基金による財源措置については、平成 26 年度以降も継続すること。
- (13) 避難者の住宅確保及び就業支援に関する施策等の推進を含めた「子ども・被災者生活支援法(略称)」の基本方針に基づく被災者支援の具体的施策を実施すること。
- (14) 被災者の声に耳を傾け、損害賠償、除染、生活基盤の再建など、被災者が安全で安心な生活を取り戻すために必要な取組みを加速させ、被災者の望む復興の早期実現に全力を尽くすこと。

3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）について、使い勝手の向上とそれに伴う利用企業のすそ野を拡大するため、復興を目指す中小企業者が単独でも申請できるよう制度の拡充を図ること。
また、平成 26 年度以降の制度継続を早期に明示するとともに、採択案件分の予算を基金化するなどし、各事業者が必要とする時期に交付されるよう、被災地の実情に合わせた安定的な制度の運用を図ること。
- (2) 津波により甚大な被害を受けた沿岸地域の賑わいを取り戻し、地域の再活性化を図るためには、既存の補助事業に加え、地域活性化施設の整備等、様々な施策に取り組む必要があることから、地方が単独で実施する沿岸地域の活性化事業にかかる特別な地方債制度の創設等、復興に向けた新たな地方財政措置を創設すること。
- (3) 法人化を進める農業者が購入した施設や機材等について、新規法人に移行する際に課せられる所得税に対するみなし譲渡課税を免除するなどの措置を講じること。
- (4) 被災地域農地集積支援金交付事業について、津波被害にあった水田を復旧後、

農業委員会を通して利用権を設定し耕作を依頼した農業者が交付対象とならずに不公平感があることから、農地集積支援金の対象とすること。

- (5) 被災農家経営再開支援事業等の復旧・復興支援事業について、被災地域の復旧の現状に照らし、交付対象事業期間等を延伸するなど、必要となる事業期間における財源を確実に確保すること。
- (6) 被災事業所の業績回復を加速し、被災地域の経済再生を促進するため、公益財団法人等からの助成金について国庫補助金と同様に圧縮記帳を認め、被災事業所の税負担軽減措置を拡大すること。
- (7) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、復興の加速化を図るためにも、被災地域の実情を踏まえた継続的な対応を図ること。
- (8) 東北地方の高速道路の利用料の減免及び旅客事業者への補助等の観光振興に係る支援措置を実施すること。
- (9) 既存のインターチェンジを活用し、安定した雇用の確保や企業の受け皿としての拠点づくりを図るため、インターチェンジ周辺整備・開発のための土地利用に係る規制緩和及び財政措置を講じること。

4. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 災害公営住宅の国庫補助等対象額の算定基礎となる標準建設費については、人件費・資材単価等の上昇が続いており、平成 25 年度発注予定の建設工事においては、標準建設費を大幅に超える状況であることから、早期に標準建設費の増額を行うとともに、措置された場合の遡及など柔軟な運用を行うこと。
また、災害公営住宅建設に必要な特殊基礎工事費特例加算額については、全額復興交付金の対象となるよう措置すること。
- (2) 災害公営住宅の用地取得造成に対する国の補助は、平成 25 年度までの歳出予算に係るものに限るとされているが、平成 25 年度中に災害公営住宅の用地取得のめどが立たない地区が発生することが想定されるため、平成 26 年度以降も国庫補助を継続すること。
- (3) 地域の風土を考慮した防災・減災都市整備を進める必要があることから、高度経済成長期に整備した公共施設の老朽化が進んでいることを踏まえ、市民の安心・安全な生活に直結する上下水道施設や、道路・橋梁・砂防ダム等の公共施設の維持補修、改修工事に対する財政支援措置を拡充すること。
- (4) 廃止する農業集落排水施設（管渠・マンホール・公共マス等）の撤去及び充

填処理等を国費で対応するとともに、滅失を行う施設に係る起債償還を免除すること。

- (5) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。
- (6) 公立学校施設の耐震化については、東日本大震災復興特別会計等による支援措置を継続するとともに、事業補助率を一律 2/3 とし、改修事業については補助単価を実施単価とするよう国庫補助制度の見直しを図ること。
- (7) 学校を除く避難所施設、福祉避難所及び避難所併設小規模備蓄倉庫等における耐震化及び長寿命化対策に対する財政支援制度を構築するとともに、避難所用設備、備蓄非常食等の避難者用応急備品の整備及び避難所誘導案内板等の整備に対する財政支援制度を構築すること。
- (8) 市町村または広域行政等で実施する防災訓練等に対する財政支援制度を構築すること。
- (9) 鉄道の復旧に向けた課題を速やかに解決し、復旧を早期に決定できるよう、東日本旅客鉄道株式会社に対する助言、指導を強化するとともに、復興計画に基づく鉄道敷、かさ上げ等、鉄道復旧に関わるまちづくり事業に係る財政支援措置を拡充すること。
- (10) 鉄道復旧までの間の代替交通を確保するために必要な財政支援を行うこと。
また、避難指示区域解除後の動向に合わせ、速やかに公共交通の確保を図ること。
- (11) 仮設住宅が解消されるまでの間、仮設住宅からの公共交通を確保するため、特定被災地域公共交通調査事業を継続すること。
- (12) 被災自治体が、産業の復興、安全・安心な暮らしが営めるまちづくりを行うため、高速交通網を主軸とした縦貫道と横断道の一体的な道路整備が重要な課題となっていることから、復興道路、復興支援道路等の整備を促進すること。
- (13) 地方特定道路整備事業の廃止は、被災地の復興の妨げとなることから、計画的な道路整備事業の実施のため、代替措置を講じるなど財政支援を行うこと。
- (14) 被災地の復興を進めるうえで、地域経済活動の拠点である港湾を中心として、物流機能の向上と安全性の確保を図ることが必要不可欠であることから、湾口防波堤、海岸堤防及び公共ふ頭等の早期復旧を図るとともに、現在整備中のものについても整備を促進すること。
- (15) 小名浜港等の国際物流ターミナル整備事業については、大水深の耐震強化岸

壁の早期整備、高効率な荷さばき施設の設置促進等に向けた特定貨物輸入拠点
港湾への指定、さらには、再生可能エネルギーを核とした産業集積につながる
ような港湾機能の拡大など、積極的な整備促進を図ること。

以上、決議する。

平成25年11月14日

全 国 市 長 会

地震・津波等防災対策の充実強化に関する決議

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から2年8か月余りが経過し、都市自治体においては、この震災を教訓に、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

このような状況の中、政府は、南海トラフで起こり得る最大級の巨大地震・津波が発生した場合の被害想定を公表し、犠牲者は32万3,000人、被害額は220兆円に上る等、過去に例を見ないほど甚大な被害が出ると予想している。

また、近年、大型化する台風、頻発する集中豪雨、竜巻等の突風により、各地に甚大な被害が生じているほか、切迫性が指摘される首都直下地震等の大規模地震、さらには火山災害の発生も予想されている。これらの災害から、可能な限り被害を最小限に抑止するためには、住民の避難意識啓発や避難の迅速化、さらには耐震化率の向上や出火防止対策等ハード面・ソフト面の様々な防災・減災対策をより一層進めていくことが急務である。

よって、国は、災害に強いまちづくりを推進し、国民の生命と財産を守るため、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 地震・津波対策の充実強化について

- (1) 大規模災害に備えて、事前防災及び減災、その他迅速な復旧、復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の早期成立を図るとともに、国土強靱化に係る基本計画及びその他の諸計画、諸施策を早期に整備すること。
- (2) 中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告を踏まえ、国・地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、巨大地震と津波対策の諸計画を早期に策定するとともに、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の早期成立を図ること。

また、新たに南海トラフ巨大地震の想定震源域等に含まれた地域における観測機器の新設や既存地震・津波観測網の拡大等、地震・津波の観測体制を充実強化するとともに、都市自治体が行きとどめる情報伝達の体制整備事業に対して財政措置を拡充すること。

- (3) 首都地域には、膨大な人口に加え、政治、行政、経済の中核機能が高度に集積しており、首都直下地震が発生した場合、人的・物的被害が甚大になる上、国民生活や経済活動が危機的状況に陥ることが懸念されることから、「首都直下地震対策特別措置法」の早期成立を図るとともに、首都圏特有の被害状況の分析を行った上で、総合的な対策を講じること。
- (4) 日本海側及び太平洋側における地震・津波に関する調査研究を積極的に進め、実効性のある地震・津波の予測と被害想定を示し、地域防災計画の見直し、並びに防災拠点施設の整備やハザードマップの整備等、防災対策の推進について支援措置を講じること。
- (5) 津波等の災害発生時においては、正確な災害情報を迅速に住民へ伝達することが不可欠であることから、都市自治体が行う同報系防災行政無線等の整備について、~~財政措置~~の拡充を図ること。
- また、津波避難タワーの設置等による津波緊急避難場所の確保、緊急避難場所の避難階段や手すりの整備、避難道路の整備、海拔表示板の設置等、津波に対する防災体制の確立に向けた取組みについて財政措置の拡充を図ること。
- (6) 国道等が津波被害想定区域にあり代替道路もない区域の未整備の高速道路については、救助・救急・物資の緊急搬送に不可欠であるため早期に完成すること。
- また、東日本大震災において高速道路の盛土法面が津波緊急避難に有効であったことから、高台の高速道路施設用地~~等~~などを緊急避難場所として、早急に利用できるようにすること。
- (7) 都市自治体が行う~~教育・文化施設~~、下水道、道路橋梁、河川、港湾、漁港~~等~~などの公共施設や都市基盤施設の耐震化や強靱化事業、さらには、民間住宅の耐震化促進補助事業や砂防対策等、防災・減災にかかる諸事業に対して、財源措置を拡充・強化するとともに、津波対策としての住宅移転などを促進するため、土地利用の規制緩和~~等~~など、地域の特性と実情に応じた法令整備や事業促進を図ること。
- (8) 国は液状化の発生メカニズムの解析と液状化対策の調査研究を進めるとともに、液状化対策を推進するための法整備や住宅への財政支援制度を早期に確立すること。

2. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 平常時の予防対策から大規模災害発生時の緊急物資支援や広域避難体制等^など、応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進するために、広域ブロックでの基幹的広域防災拠点^を国の責任において早期に整備すること。
- (2) 台風18号による被害を教訓に防災対策の強化に更に取り組むとともに、被災地域の復旧・復興、被災者の生活再建、被災自治体による災害再発防止策の実施等に対する支援措置を早期に講じること。
- (3) 特別警報の運用に当たっては、防災気象情報体系の整理、発表地域単位の細分化や発表文形式の見直し等^などを行い、住民が事象の緊急性や重大性を認識できる仕組みを早急に構築すること。
- (4) 特別警報の住民等への伝達手段として全国瞬時警報システム（Jアラート）や緊急速報メール等の活用を進めるとともに、その運用方法を明確にし、迅速な情報伝達体制の確立に努めること。
- (5) 特別警報の運用に対応するために都市自治体が行う地域防災計画の改定や情報通信機器の整備等に対し、十分かつきめ細やかな支援措置を講じるとともに、財政措置の拡充を図ること。
- (6) 地域防災体制の要である消防団活動の重要性にかんがみ、消防団の装備の改善や資機材の確保等に対する財政措置の拡充を図ること。
- (7) 住民の安全・安心を確保するため、消防・救急無線や防災行政無線の施設整備及びデジタル化に係る整備費用、維持管理費用等について、財政措置を拡充すること。
- (8) 都市自治体が独自に取り組む被害想定^のシミュレーションやそれに基づくハザードマップの作成及び改定等、防災体制の確立に向けた取組みについて、財政措置の拡充を図ること。
- (9) 大雨、地震、津波、高潮などについて予測技術の高度化を進め、精度の向上を図ること。
- (10) 火山防災については、大きな被害が懸念される火山灰や融雪型火山泥流等の更なる分析、避難等実際の運用、火山情報の共有化、国・都道府県・地方气象台・火山専門家との連携のあり方など、今後も引き続き、調査・研究を行い、防災対策に係る協議を継続すること。

また、火山情報に応じた高速道路活用の防災体制がとられるよう、その体制整備を図るとともに、避難路・輸送路対策として道路網の整備を早急に行うこと。

(11) 竜巻等局地的な自然災害においても、現行の被災者生活再建支援制度の適用要件の緩和等、弾力的な運用を可能とする制度改正を行うこと。

また、竜巻等の突風の監視・予測技術の高度化、住民の避難手段等について必要な措置を講じるとともに、関係機関が連携し竜巻被害の調査・分析を実施し、被害対応モデルの高度化を図ること。

3. 発災時の支援対策の充実強化について

(1) 被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣等の都市自治体間の支援に係る仕組みの確立と財政措置を講じること。

(2) 大規模災害発生時の支援や受入決定の迅速化を図るため、受入自治体における「費用負担」や「役割」等、避難者支援の枠組みを構築すること。

(3) 災害復旧・復興を早期かつ着実に進めるため、国が負担する災害復旧事業の採択基準の緩和及び事務手続きの簡素化等の措置を講じること。

(4) 帰宅困難者への対策として、一時滞在施設の確保や事業所の社会的責任の明確化を推進するなど、帰宅支援において行政や事業者を含めた関係機関が連携を図れる体制を整備すること。

以上、決議する。

平成25年11月14日

全 国 市 長 会

東京電力福島第一原子力発電所事故への 対応と原子力安全対策等に関する決議

東京電力福島第一原子力発電所事故は、今なお収束の見通しは立っておらず、放射線被ばくによる健康被害への不安、農林漁業・食品産業の風評被害など様々な影響を及ぼしている。

また、昨今においては、汚染水の漏えい問題等、事態は緊迫の度合いを強めており、収束に向けた施策の推進は、待ったなしの状況にある。

このような中、都市自治体は、身体や生活環境への速やかな放射線量低減などの除染対策をはじめ多岐にわたる施策に全力で取り組んでいるが、本来、原子力政策は、国のエネルギー政策の一環として推進されてきたものであり、国は、原発事故の早期収束へ向けて着実に取り組むとともに、正確な情報の迅速な公表に努め、施設の長期的・安定的な安全管理等について、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに実施しなければならないものである。

よって、国は、原発事故の早期収束と完全な賠償、そして放射性物質による国民・住民生活に対する影響への対応、原子力安全・防災対策の充実、汚染水対策の着実な推進、さらには、中・長期的なエネルギー政策の構築等、下記事項について国の責任と財政負担により、万全の措置を講じるよう強く要請する。

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

(1) 原発事故に関する対応への財政措置等について

- ① 東日本大震災復興交付金については、原子力災害対策についても活用できるように対象要件の緩和や事業の拡充を図るとともに、必要額を確保すること。
- ② 原発事故に伴う損耗残価率の適用により大幅減収となった固定資産税や都市計画税など、税収の減収分について財政措置を講じること。

(2) 放射性物質の除染対策について

- ① 放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや、中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任を持って対応すること。また、基準値内の一般廃棄物についても、指定廃棄物と一体的な処理を国が責任をもって行うこと。

- ② 地域の除染を迅速に進めるため、除染方法に関する協議を簡素化し、除染実施者である市町村が現場の状況に応じた除染方法や手順を速やかにかつ柔軟に選択することができるよう運用を見直し、除染にかかる経費の対象範囲を拡充すること。また、除染経費について実態に即した標準単価を設定するとともに、国が全額を負担すること。
 - ③ 効果が低かった場合や再汚染した場合など、繰り返し除染を実施した場合の経費についても財政措置を講じること。
 - ④ 新たな除染手法・技術を検証し、より有効な手法は積極的に採用するなど随時「除染関係ガイドライン」を見直し、国が費用負担する除染に係る経費対象として認めること。また、都市自治体の実施する除染作業は人員確保に苦慮していることから、委託基準について特段の配慮を講じること。
 - ⑤ 都市自治体が必要と認めるホットスポット（低線量の地域の中で局所的に線量が高い箇所等）対策について財政措置を講じること。
 - ⑥ 河川等については、国の責任において適切なポイントを選定の上、空間放射線量の測定を実施し、公表すること。また、河川等における除染対策等の方針を早急に示し、国の責任において適切な措置を講じること。
 - ⑦ 大気、海水、農地、農林水産物などに対する放射線モニタリング体制の強化を図るとともに、住民の冷静な行動を促す適切な情報伝達体制を構築すること。
 - ⑧ 利用できないほだ木及びほだ場の除染によって発生する落葉層の最終処分方法を提示し、その処理を行う補助事業を創設すること。
 - ⑨ 大規模事業所（ゴルフ場等）に係る除染について具体的な手法を確立するとともに、国の責任において除染すること。
 - ⑩ 表土除去後の覆土に要する経費について、厚生労働省所管の施設（保育所等）を早急に補助対象事業として認めること。
- (3) 汚染水の漏えい対策について
- ① 福島第一原子力発電所の汚染水の対策については、国の責任に基づき、汚染水漏えいの原因究明と一刻も早い漏えい防止、また、あらゆるリスクを想定した再発防止対策を早期に実施するとともに、海洋放出を行わないよう、東京電力に対し強く指導すること。また、国民に対し、漏えいの影響によるあらゆるリスクとその対策について、わかりやすくかつ正確に説明するなど、迅速かつ丁寧な情報提供を行うこと。

- ② モニタリング等により得られた知見などを積極的に開示し、漁業操業への全面的な助言・指導を実施するほか、風評対策に万全を期すこと。また、漏えい監視体制の強化と周辺環境への影響調査の実施を東京電力に対し強く指導すること。

(4) 食品等の安全確保対策への支援について

- ① 水道水の放射性物質の検査については、今後も継続して定期的を実施するとともに、摂取制限等緊急時の飲料水確保のための支援体制を早急に確立すること。
- ② 住民が持ち込む自家消費野菜等の放射能測定事業に対する必要な財政措置と技術的な支援を行うこと。また、今後も長期にわたり子どもたちの被ばく防止や保護者の不安解消などの対策が必要なことから、学校給食など放射性物質測定に要する経費についても継続的な財政措置を講じること。
- ③ 米の全量全袋検査等の経費については、国が全額を負担すること。
- ④ カリ肥料等放射性物質吸収抑制資材の散布に係る費用については、国が全額を負担すること。また、対象農地の調査等事業要件の確認が、都市自治体や事業主体等の負担となることから、これらの調査を国の責任において実施すること。
- ⑤ 農林水産物等に係る放射性物質検査体制の充実や積極的なPRなど、地域と連携した取組みを推進すること。

(5) 原発事故に伴う損害賠償の適正な実施及び迅速化について

- ① 原子力損害の賠償に関する法律第3条に基づく各被災自治体による損害賠償請求については、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に基づき完全賠償を実施するとともに、県境で区別することなく適切な損害賠償・費用負担を行うよう東京電力に対し強く指導すること。
- ② 被災者が公平に賠償を受けられるよう原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の賠償基準を明確にすること。
- ③ 原発事故により風評被害を受けた観光業者及び商工業者や、農林水産物の出荷制限や風評被害など全ての損害について、迅速かつ適正な賠償を行うよう東京電力に対し強く指導すること。
- ④ 住民や企業等が自ら行った除染費用については、全額賠償するよう東京電力に対し強く指導すること。

- ⑤ 被災者に対する総合的かつ継続的な相談体制の確保を図るため、国及び東京電力が主体となり、各種窓口を一元化するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を常駐させること。
 - ⑥ 国は、住民が放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされている現状を受け止め、引き続き自主的避難等に係る損害について、被害の実態に見合った賠償が行われるよう指導すること。
 - ⑦ 旧屋内退避区域と旧緊急時避難準備区域における避難指示区域解除後の賠償期間の公平な取扱いを行うとともに、旧屋内退避区域に係る財物賠償について速やかに対応すること。
 - ⑧ 原子力災害に係る損害賠償請求権については、全ての被災者が一律に時効の問題から救済されるよう、消滅時効の排除を規定する立法措置を講じること。
- (6) 医師確保対策等について
- ① 原発被災地へ不足する医師・看護師等の医療スタッフを配置するとともに、原発事故に伴い避難等指定区域以外の地域でも、医師、検査技師、看護師等の医療従事者の流出による人手不足が深刻化していることから、これら医療従事者の確保については、国の施策により早急に対策を講じること。また、私的病院の医療体制の確保を図るため、所要の財政措置を講じること。
 - ② 医療機関の甲状腺検査に関する人材育成、機器整備等に対する支援を行うこと。
- (7) 住民の健康確保について
- ① 全国に避難している住民も含めた内部被ばく検査環境の整備を早急に進めるとともに、ホールボディカウンターの購入費用など内部被ばく検査に係る経費及び長期的な健康管理に要する全ての費用について十分な財政措置を講じること。また、これら対策の実現に当たっては、関係自治体への説明及び意見交換を早急に行うこと。
 - ② 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」において、定められた支援施策を推進する「支援対象地域」「準支援対象地域」について、「子ども・被災者生活支援法」に定める一定基準以上の放射線量が計測された地域等の基準を、合理的に説明できるものにする事。
 - ③ 校医を活用した放射線に関する教育や体力づくりなど、放射線の影響と体力低下が危惧される子どもの心身をケアする施策を実施するとともに財政支

援を講じること。

- ④ 全国民に対し、放射能及びその健康に及ぼす影響に関する正しい知識を啓発すること。
- ⑤ 子どもの学習環境の整備及び健康管理のため、公立学校への空調設備（エアコン）設置費用等について、国が全額を負担すること。
- ⑥ 原発事故に起因する病気の早期発見のため、特定健康診査及びがん検診などの市民検診の枠組みをなくし、年齢にかかわらず全ての住民に速やかに健康診断を実施できるよう特別の法制化、検診実施体制の整備・支援、各保険者の財政負担の軽減を図ること。
- ⑦ 安定ヨウ素剤の配備及び服用方法について、事故検証を踏まえ、実効性のある対策の明確な方針を示し、都市自治体の取組みに対し積極的に協力すること。

また、服用に係る免責制度や患者の補償制度を創設すること。

(8) 自主避難者等に対する生活再建支援について

- ① 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」に基づき、自主避難者を含めた避難者対策を速やかに実施すること。
- ② 福島定住等緊急支援交付金及び長期避難者生活拠点形成交付金については、被災地域の復興に向けた弾力的な運用を行うとともに、必要額を確保すること。
- ③ 避難者受入市町村の負担が生じないように、受入に伴い生じている特例事務以外の行政サービスについても十分な財政措置を講じること。
- ④ 避難者のふるさとへの早期帰還に向けた住宅環境の整備などを早急に行うとともに、仮設住宅入居者に対する介護施設整備等、介護サービスの提供について十分な対策を講じること。

(9) 風評被害対策及び産業の流出防止対策の充実について

- ① 消費者の安全で安心な消費生活の実現を図るため、地方消費者行政活性化交付金制度を平成 26 年度以降も継続し、必要額を確保すること。また、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。
- ② 風評被害払拭のため、広報等に対する支援、国内外からの観光誘客や大規模な国際会議等の開催・誘致等幅広い施策を講じること。
- ③ 風評被害も含めあらゆる分野において厳しい状況が続いていることから、

地域経済の活性化と安定した雇用の創出を図るため、新たな企業誘致に繋がる工業団地整備に対する補助制度を創設すること。

- ④ 観光誘客を推進するため、観光道路の整備をはじめ各種施策等に要する費用について、財政措置を講じること。
- ⑤ しいたけ生産サイクルの回復と経営再建のための支援制度を創設すること。

2. 原子力安全・防災対策の充実について

(1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保について

東京電力福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新たな規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査の下、結果を分かりやすく説明すること。

(2) 原子力防災体制の充実強化について

- ① 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新たな規制基準を厳格に適用することはもとより、各種防護対策の具体的な内容やブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）についての検討結果を早急に示すなど、万全な防災対策を構築すること。また、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安解消に努めること。
- ② 原子力災害対策指針における 30km 圏外の地域に対する原子力防災指針の見直しに当たっては、原子力防災対策の基準や対策の具体的内容を速やかに明らかにするとともに、対策実施段階での具体的な手順や方法を提示し、対策に要する費用について十分な財政措置を講じること。
- ③ 地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画の実効性を高めるため、国は、原子力防災対策指針における未解決課題の方針を示すとともに、住民等の広域避難に係る避難先や避難ルート決定、住民等の避難手段（バス、救急車、福祉車両、自衛隊車両等）の確保に必要な公共交通機関や実動部隊との調整、避難経路となる道路等の災害復旧や通行規制、円滑な避難を実現する経路の整備・確保に係る調整・対応の仕組みの構築など都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。さらに、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。
- ④ 住民の安全・安心確保のため、モニタリングポストや放射線測定装置、原

子力防災機材等の増設・整備を適切に行うこと。

- ⑤ 原子力発電所に隣接する都市自治体等においては、今後の原子力防災対策に多大な経費が必要になることから、適切な財政措置を講じること。
- ⑥ 放射線モニタリング体制の強化や住民の冷静な行動を促す適切な情報伝達体制の構築など、必要な財源措置を含め、実効性のある原子力防災対策を講じること。
- ⑦ 原子力施設の安全確保及び防災対策上における「安全協定」の位置付けを明確にすること。

3. 中長期的なエネルギー政策について

地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。

以上決議する。

平成25年11月14日

全 国 市 長 会

真の分権型社会の実現を求める決議

地方分権の歩みの端緒となった平成5年の衆参両院による「地方分権の推進に関する決議」から、今年が20年の節目の年に当たる。

現在進められている第Ⅱ期地方分権改革においては、国と地方の協議の場に関する法律や第1次から第3次にわたる一括法が成立・施行されるなど、真の分権型社会の実現へ向けた歩みが進んでいるところである。

政府においては、「地方分権改革推進本部」を設置するとともに、地方分権改革担当大臣の下に「地方分権改革有識者会議」を設置し、国から地方自治体、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲について議論を進めるとともに、第Ⅱ期改革の総括と展望を行うなど、地方分権改革の推進に向けて積極的に取り組んでいることは評価するものである。

しかしながら、これまでに本会が提言・提案した事項や、地方分権改革推進委員会の勧告事項に係る権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなど、未だ多くの課題が残されている状況にあり、それぞれの地域が元気を取り戻し、地域が活性化するためには、さらなる改革を行うことが不可欠である。

また、都市自治体が、社会保障サービス等の増大する財政需要に的確に対応することができるよう、都市税財源の充実強化を図ることが必要である。

このため、住民生活や地方に関わる事項の制度設計や政策の具体化に際しては、国と地方の協議の場において真摯に協議を行うとともに、住民と直に向き合っている都市自治体の意見を十分に尊重し、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を強力に推進することが必要である。

よって、政府においては、真の分権型社会の実現を図るため、下記事項を実現するよう強く要請する。

記

1. 国と地方の協議の場の適切かつ実効ある運営

地方行財政や自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、事前に国と地方の協議の場において十分協議を行うとともに、国と地方の協議の場を実効ある運営とするため、具体的な事項の協議に当たっては、地方からの意見を制度設計等に的確に反映することができるよう、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、分科会等の積極的な活用を図ること。

2. 都市自治体への権限移譲の推進

地域に住む住民自らが自主的、自律的に地域の活力の創造を図ることができるよ

うにするため、国・都道府県・市町村の役割分担を明確にした上で、「基礎自治体優先の原則」、「補完性・近接性の原理」に基づき、第2次一括法及び第3次一括法に盛り込まれた事項にとどまることなく、地域の総合行政主体としての都市自治体に対して、本会が提案している土地利用に係る事務・権限など具体的事項をはじめとして制度単位での包括的な権限を移譲し、都市自治体が総合的、一体的に事務事業を実施できるようにするとともに、移譲された事務を円滑に実施するため必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権の拡大

法令による義務付け・枠付けについては、第1次一括法、第2次一括法及び第3次一括法に盛り込まれた事項にとどまることなく、本会が提案している具体的事項をはじめ、地方分権改革推進委員会の勧告に沿って廃止を原則とした見直しを行うこと。

4. 多様で柔軟性のある都市制度の構築

地域の自主性を高めるとともに、地域の自律的發展に資するため、基礎自治体間における柔軟な連携を可能とする新たな仕組みを設けるなど、都市自治体の意見を十分踏まえた多様で柔軟性のある都市制度を構築すること。

また、地方教育行政体制のあり方の検討に当たっては、都市自治体の意見を十分聴取し、教育委員会設置の選択制を含め、都市自治体が地域の実情に応じた教育行政を責任を持って展開できるようにすること。

5. 地方税財政の充実強化

地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

以上決議する。

平成25年11月14日

全 国 市 長 会

都市税財源の充実強化に関する決議

今日の地方財政は、社会保障関係費の自然増や防災・減災事業、地域の活性化等の課題に対応するために必要な財源が年々増加していることなどにより、徹底した行財政改革に努力しているにもかかわらずなお巨額の財源不足が生じている。

国は、平成 26 年度予算編成に当たり、地方の一般財源総額について、平成 25 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているが、都市自治体は、住民の最も身近なところで福祉、医療、介護、教育、消防、清掃など住民生活に直結した広範な行政サービスを担っており、都市の財政需要は、今後とも増加し続けるものと見込まれ、とりわけ、住民の安全・安心な生活を守るため、老朽化した道路・橋梁、学校施設等の改修など喫緊の課題も抱えており、それらに対応するための財源及び人的体制は、必ず確保されなくてはならない。

また、消費税率(国・地方)の引上げに伴う新たな経済対策の実施に当たっては、地方の協力が不可欠であり、極めて厳しい地方財政の状況を踏まえ、地方の負担について適切な財政措置を講じることが必要である。

よって、国は、都市自治体の行政の現場の実態を踏まえ、都市税財源の充実強化に向け、下記事項の実現が図られるよう強く要請する。

記

1. 地方税財源の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5 : 5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 消費税率(国・地方)の引上げについては、持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源を確保する観点から、平成 27 年 10 月からの措置についても法の規定に基づき適切に対応すること。

(3) 自動車取得税については、その税収の 7 割が市町村に交付されている貴重な財源であることから、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じる

ことのないよう、安定的な代替財源を必ず確保し、この措置が同時に実施されない限りは、現行制度を堅持すること。

また、自動車重量税についても、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

- (4) 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続き、その安定的確保を図ること。

とりわけ、償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

- (5) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

- (6) 地球温暖化対策のための税については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

2. 地方交付税の総額確保等

- (1) 都市自治体が直面している医療、介護、子育て等社会保障などの経常的行政サービスや、道路・橋梁、学校等の改修費用などの増大、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。

- (2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方自治体の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

- (3) 「頑張る地方の支援」の算定については、行革努力と地域活性化の成果の二つの観点から適切な指標を設定するとされているが、地方の固有財源である地方交付税の本来の機能を低下させることがないよう配慮すること。

3. 消費税率の引上げに伴う簡素な給付措置の実施

- (1) 簡素な給付措置の実施に当たっては、都市自治体の行財政運営に支障が生じることのないよう、国の責任において、具体的な実施方法やスケジュール等を早期に示すこと。
- (2) 制度設計については、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、給付に係る経費については、超過負担が生じることのないよう、事務費を含めて、国において確実に負担すること。
- (3) 住民に正しい情報が伝わるよう、国の責任において、様々な機会及び媒体を通じた情報提供を行い、周知徹底を図ること。

以上決議する。

平成25年11月14日

全 国 市 長 会

社会保障制度の充実強化に関する決議

我が国の社会保障制度は、世界に類を見ない人口の少子高齢化に直面する中、制度の持続可能性が問われており、将来世代に確実に引き継いでいくための改革が求められている。

このような状況の下、政府は、先般、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率（国・地方）を 5 % から 8 % へ引き上げること閣議決定するとともに、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」（以下「社会保障プログラム法案」）を閣議決定した。

もとより都市自治体は、社会保障は国との信頼・協力関係に基づき着実に推進すべきものと強く認識し、地域の実情に即した諸施策を実施し、懸命の努力を傾注しているところである。

よって、国は、都市自治体が社会保障の最前線において中心的役割を果たしていることに鑑み、持続可能で安定的な社会保障制度を構築すべく、特に下記事項の実現を図るよう強く要請する。

記

1. 社会保障・税一体改革について

(1) 社会保障制度改革について

政府は、社会保障制度改革の具体的な措置等を検討するに当たっては、「社会保障プログラム法案」第 29 条の規定に基づき、国と地方の協議の場等において十分協議を行い、都市自治体の意見を的確に反映すること。

(2) 社会保障に係る安定財源の確保について

① 政府は、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率（国・地方）を 8 % へと引き上げることとしているが、持続可能な社会保障制度を確立すべく、将来にわたる社会保障の安定財源の確保のため、平成 27 年 10 月以降についても適切に対応すること。

② 都市自治体の社会保障サービスを持続的に提供できるよう、国の画一的な制度では対応できないニーズを地方単独事業と組み合わせて社会保障を維持しているという実態を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障サービスに係る財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、安定的な財源を確保すること。

(3) 社会保障・税番号制度の円滑導入のための自治体支援について

- ① 社会保障・税番号制度の導入や運営等に関し、都市自治体に対し新たに生じる費用については、そのすべてについて国において万全の財政措置を講じること。
- ② 社会保障・税番号制度の構築や導入に当たっては、この制度が地方自治体の実施している事務に極めて重大な影響を及ぼすことから、早期かつ十分な情報提供を行うなど、国と地方自治体間で情報の共有を図るとともに、十分な調整・協議を行うこと。

また、社会保障・税番号制度はすべての国民が対象となるものであることから、導入に当たって混乱が生じることのないよう、国は責任を持って国民に対する十分な周知を行うこと。

2. 国民健康保険制度について

- (1) 国保の構造的問題に対応し、財政基盤の強化を図り、持続可能な制度として、施行時期を明確にしたうえで、早急に都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合を行うこと。

あわせて、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

- (2) 国保は、被用者保険からの退職者等、前期高齢者の大半を受け入れているため、財政的な構造問題を多く抱えている。その解決に向けて、財政基盤を強化するため、消費税引上げによる2,200億円を早急に充当するとともに、後期高齢者支援金への全面総報酬割により生じる財源を国保の支援に優先的に活用すること。

3. 地域医療体制の充実について

医師や看護師等の不足、地域間・診療科間等の偏在を解消し、安心して質の高い医療サービスを安定的に提供するため、医師・看護師等の絶対数を確保するとともに、必要な財源を確保すること。

4. 介護保険制度について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、国費負担割合を

引き上げること。

(2) 社会保障・税一体改革による第1号保険料の低所得者保険料軽減強化策として必要な1,300億円を確実に確保すること。

(3) 次期制度改正について

① 高齢者の介護を社会全体で支え合う、利用者本位の仕組みとして介護保険制度が創設された経緯を踏まえ、都市自治体が地域の実情に応じて円滑に事業を実施できるよう、国の責任において、きめ細かで適切な支援を行うとともに、十分な財源を確保すること。

② 特に、地域包括ケアシステムの構築、介護予防給付の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームの入所者の限定、小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行、補足給付の在り方等の各事項については、地域によって基盤整備状況が異なること等を勘案し、各保険者が地域の実情に応じた取組みを展開することが可能となるよう、都市自治体と十分協議し、その意見を的確に反映すること。

5. 少子化対策について

(1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超の財源を確実に確保すること。

(2) 新制度の本格施行に向け、その詳細を検討するに当たっては、都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映すること。

(3) 待機児童解消について、都市自治体の実情に応じた取組みを推進するため、「待機児童解消加速化プラン」を着実に実施するとともに、所要の財源を確保すること。

6. 生活保護制度等について

(1) 生活保護制度の見直しについては、受給者が増加し続けている都市自治体の危機的状況に対処し、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、必要な法整備を行い、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を実施するための所要の措置を講じること。

また、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、今後も都

市自治体と協議し、その意見を制度に反映すること。

- (2) 生活困窮者自立支援制度を円滑に運営するためには、相当の財源とマンパワーを要することや、関係機関の機能と役割の整理が必要であること等から、本格施行に向けた詳細の検討に当たっては、都市自治体をはじめ、現場を担う社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等の関係者と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映すること。

また、制度を円滑に施行し、生活困窮者が必要な支援を受けることができるよう、国民や都市自治体等の関係者に対し、十分な周知を図ること。

- (3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来、全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、急激な受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

7. 障害者福祉施策について

- (1) 本年4月施行の「障害者総合支援法」に基づき、平成26年4月1日施行予定の障害者支援区分の創設や障害者に対する支援に係る制度について、都市自治体等の意見を十分に踏まえ、障害者の生活が保障された安定的な制度とすること。
- (2) 都市自治体等が新制度に円滑に移行できるよう、速やかな情報提供を行うとともに、十分な財政措置を講じること。

以上決議する。

平成25年11月14日

全 国 市 長 会